

十和田市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表の概要

特定事業主は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項に基づき、毎年少なくとも一回、同条第 1 項の規定により定められた特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表することとされている。また、同法第 21 条に基づき、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を公表することとされている。

このことから、十和田市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を行う。

1. 公表資料

「十和田市特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」

※本計画は、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項に基づく特定事業主計画を兼ねる。

2. 公表データの基礎年月

令和 6 年 4 月 1 日時点及び令和 5 年度実績

3. 公表方法

十和田市ホームページにて公表

4. 対象職員

策定主体である特定事業主に所属する全職員

特定事業主：市長、市議会議員、教育委員会、代表監査委員、選挙管理委員会、農業委員会

5. 十和田市特定事業主行動計画に基づく実施状況の公表

令和 3 年 4 月に策定した「十和田市特定事業主行動計画」において掲げた、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組み及び次世代育成支援対策に関する取り組み目標に対する状況

【計画において掲げた目標】※目標値は令和 7 年度までの数値目標

目標 1 育児休業取得率 【男性職員 20% 女性職員 100%】

目標 2 時間外勤務の縮減 【12 時間以下】

目標 3 年次有給休暇取得率 【15 日】

目標 4 配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率 【95%以上】

目標 5 女性管理職登用率 【課長相当以上 20%以上 係長相当以上 30%以上】

目標 6 採用試験受験者数に占める女性の割合 【50%】

6. 女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令第 6 条に規定する情報公表項目のうち以下 10 項目

※「区」「派」が記載されているものは、指定される方法で公表する必要があるもの

(1) 職業生活における機会の提供に関する実績

- ①採用した職員に占める女性職員の割合（「区」）
- ②採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（「区」）
- ③職員に占める女性職員の割合（「区」「派」）
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥職員の給与の男女の差異

(2) 職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する実績

- ①男女別の育休取得率及び取得期間の分布状況（「区」）
- ②男性職員の配偶者出産休暇等取得率並びに合計取得日数の分布状況
- ③職員（管理職以外）の一月当たりの平均超過勤務時間、超過時間の上限を超えた職員数（「区」、「派」）
- ④職員の年次有給休暇の取得日数の状況

※「区」：異なる人事の事務を行うことを予定している職員のまとまり（当該職員数が一定割合より少ない場合は、類似のまとまりと併せて公表）

※「派」：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に規定される派遣労働者